

平成29年度「子どもを守る・子どもが守る」ICTツール適正使用推進事業
業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（「甲」という。）が_____（以下「乙」という。）に委託する「子どもを守る・子どもが守る」ICTツール適正使用推進事業業務を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景及び趣旨

情報社会が進み、インターネット・SNSが急速に普及する中で、有害・違法・虚偽情報の氾濫や、ネットいじめ、ネット依存など、青少年を取り巻く環境も著しく変化している。

このような状況を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、青少年に情報モラル・情報セキュリティに関する基礎知識を習得させるとともに、青少年の情報リテラシー能力を向上させ、溢れる情報に惑わされずに社会の変化に対応できる力を養う環境を青少年と常に向き合う教育現場に確立させることをねらいとして本事業を実施する。

また、青少年が社会の一員として意見を表明する場を提供し、その姿を広く県民に伝えることにより青少年の社会参画意識を促す。

3 事業の期間

契約日から平成30年3月9日まで

4 事業対象地域

福島県全域で実施し、対象校は福島県内の全ての高等学校（例外を除く）とする。

5 委託業務の内容

(1) 「高校生・情報モラル講演会」の開催

ア 開催の調整

乙は、県内の全ての高等学校（例外を除く）において、校長及び担当教諭ほか関係機関と調整の上、外部講師による情報モラル・情報セキュリティに関する講演会を開催する。

イ 当日資料等の作成

乙は、講演会の実施に当たり、音響・映像機器等の必要な資材を準備し、レジメ等当日資料を作成する。

ウ 記録の作成及び報告

乙は、講演会の開催結果をまとめた記録（講演概要及び写真）を電子媒体で作成し、甲に提出する。

なお、写真等個人が特定される記録については当該個人の了解を得た上で記録し、本委託業務以外の目的には使用しないこと。

(2) 「高校生・クラス討論会」の実施及び学校ルールの作成支援

ア 実施の調整

乙は、県内の全ての高等学校（例外を除く）において、校長及び担当教諭ほか関係機関と調整の上、情報モラル・情報セキュリティ等に関するクラス討論会（ICTツール及びインターネット利用に関する課題や実現させたい夢などを挙げ、ICTツール使用に関するルール作りを行うアクティ

- （ブレーニング方式のワークショップ）を実施する。
- イ　当日資材の準備・資料作成
　　乙は、クラス討論会の実施に当たり、音響・映像機器、付箋紙、模造紙、マジック等必要な資材を準備し、レジメ等当日資料を作成する。
- ウ　学校ルールの作成支援
　　乙は、クラス討論会で作成したルールについて、実施校の学校ルールとするための必要な支援を行う。
　　（例：代表クラスの各班が作成したルールの掲示とシール貼り投票の実施等）
- エ　記録の作成及び報告
　　乙は、クラス討論会及び学校ルールの作成について実施結果をまとめた記録（概要、結果及び写真）を電子媒体で作成し、甲に提出する。
　　なお、写真等個人が特定される記録については当該個人の了解を得た上で記録し、本委託業務以外の目的には使用しないこと。

- (3) 「高校生・スマホワークショップ」の開催
- (2)のクラス討論会を実施した高校の代表生徒（各校1名）が参加し、各学校ルールを集約した「ふくしま高校生スマホ宣言（案）」を作成し「ふくしま高校生スマホサミット」の運営について協議する意見交換会を開催する。
- ア　開催調整及び通知
　　乙は、「高校生・スマホワークショップ」について、(2)のクラス討論会実施高校及び外部講師（ファシリテーター）と調整の上、関係機関に通知し、開催する。
- イ　当日資材の準備・資料作成
　　乙は、高校生・スマホワークショップの開催に当たり、音響・映像機器、付箋紙、模造紙、マジック等必要な資材を準備し、レジメ等当日資料を作成する。
- ウ　記録の作成及び報告
　　乙は、高校生・スマホワークショップについて実施結果をまとめた記録（概要、結果及び写真）を電子媒体で作成し、甲及び高校生スマホサミットに参加するアドバイザーに提出する。
　　なお、写真等個人が特定される記録については当該個人の了解を得た上で記録し、本委託業務以外の目的には使用しないこと。

- (4) 「ふくしま高校生スマホサミット」の開催
- (3)の高校生・スマホワークショップに参加した高校の代表生徒（各校1名）が参加し、各学校ルールを集約した「ふくしま高校生スマホ宣言」を採択する意見交換会を開催する。
- ア　開催調整及び通知
　　乙は、「ふくしま高校生スマホサミット」について、(3)の高校生・スマホワークショップ参加高校、アドバイザー（ゲストコメンテーター）、開催施設運営者及び県等と調整の上、関係機関に通知し、開催する。
　　（知事及び県教育長の調整については県が行う。）
　　なお、サミットの運営については、県、議長となる高校生の在籍高校及びアドバイザーと次第、シナリオ、ふくしま高校生スマホ宣言等の調整を行う。
- イ　当日資材の準備・資料作成
　　乙は、ふくしま高校生スマホサミットの開催に当たり、音響・映像機器等必要な資材を準備し、当日資料（次第、高校生スマホ宣言（案））を作成する。
- ウ　記録の作成及び報告
　　乙は、ふくしま高校生スマホサミットについて実施結果をまとめた記録（概要、結果及び写真）を電子媒体で作成し、甲に提出する。

なお、写真等個人が特定される記録については当該個人の了解を得た上で記録し、本委託業務以外の目的には使用しないこと。

(5) 学校内掲示用壁新聞及びポスターの作成

乙は、福島県内の高校及び小中学校の校内に掲示するため、(1)から(4)の結果を記事として取りまとめた壁新聞ポスター及び「ふくしま高校生スマホ宣言」ポスターを作成し、甲が作成する通知文を添付の上発送する。

(6) 「ふくしま高校生スマホ宣言」の新聞広告掲載

乙は、本事業及び高校生の取組を県民に周知するため、(1)～(4)の概要記事と共に「ふくしま高校生スマホ宣言」を広告として新聞に掲載する。

(7) 高校生によるICTツール適正使用推進啓発動画の制作及び掲出の支援・補助

乙は、高校生が制作するICTツール・情報利用に関する啓発動画の企画、取材((1)～(4)を含む)、動画作成(編集)、インターネット掲出等について支援及び補助する。

(8) 効果的な事業情報の発信

乙は、本事業を広く周知するため、新聞・テレビ等のマスメディアへの情報提供・掲載依頼等の活動を甲と協力して行い、最新の情報を県民へ提供できるよう努める。

6 委託料の対象となる経費

委託料の対象となる経費は下記のとおりとする。

(事業対象となる高校数は積算上、101校とする。)

(1) 「高校生・情報モラル講演会」開催に係る経費

(講演を聴講する生徒数は積算上、1校あたり500名とする。)

ア 講師旅費

イ 講師謝金

ウ 講演会資料代

エ 講師昼食代(昼夜休憩を挟む場合のみ)

オ 事前打合せに係るスタッフ旅費及び日当

カ 講演会当日のスタッフ旅費及び日当

キ 記録作成に係るスタッフ日当

(2) 「高校生・クラス討論会」実施及び学校ルール作成支援に係る経費

(クラス討論会の参加生徒数は積算上、1校あたり50名とし資料は100部準備する。)

ア ファシリテーター旅費

イ ファシリテーター謝金

ウ クラス討論会資料・資料代(レジメ、付箋紙、模造紙、マジック等)

エ ファシリテーター昼食代(昼夜休憩を挟む場合のみ)

オ 事前打合せに係るスタッフ旅費及び日当((1)講演会打合せと別日程の場合のみ)

カ クラス討論会当日のスタッフ旅費及び日当((1)講演会と別日程の場合のみ)

キ 記録作成に係るスタッフ日当

(3) 「高校生・スマホワークショップ」開催に係る経費

ア ファシリテーター旅費

イ ファシリテーター謝金

ウ 高校生引率者旅費(私立高校17名分)

- エ 会場使用料
- オ ワークショップ資材・資料代（レジメ、付箋紙、模造紙、マジック等）
- カ 参加者お茶代（ファシリテーター、高校生、引率者、計203名分）
- キ 参加者昼食代（ファシリテーター、高校生、引率者、計203名分）
- ク 事前準備に係るスタッフ旅費及び日当
- ケ ワークショップ当日のスタッフ旅費及び日当
- コ 記録作成に係るスタッフ日当

- (4) 「ふくしま高校生スマホサミット」開催に係る経費
 - ア アドバイザー（ゲストコメンテーター）旅費
 - イ アドバイザー（ゲストコメンテーター）謝金
 - ウ 高校生引率者旅費（私立高校17名分）
 - エ 会場使用料（メイン会場、ゲスト控え室）
 - オ 資料代（次第、「ふくしま高校生スマホ宣言（案）」）
 - カ 参加者お茶代（アドバイザー、高校生、引率者、知事、県教育長 計205名分）
 - キ 事前準備に係るスタッフ旅費及び日当
 - ク サミット当日のスタッフ旅費及び日当
 - ケ 記録作成に係るスタッフ日当
- (5) 学校内掲示用壁新聞及びポスター作成に係る経費
 - ア 壁新聞ポスター（1,500枚）作成・発送に係る経費
 - イ 「ふくしま高校生スマホ宣言ポスター」（1,500枚）作成・発送に係る経費
- (6) 「ふくしま高校生スマホ宣言」の新聞広告掲載
 - ア 「ふくしま高校生スマホ宣言」及び「子どもを守る・子どもが守る」ICTツール適正使用推進事業に係る記事の新聞掲載に係る経費
- (7) 高校生によるICTツール適正使用推進啓発動画の制作及び掲出の支援・補助に係る経費
 - ア 高校生が作成する啓発動画の企画作りへの支援・補助に係る経費
 - イ 高校生が実施する「情報モラル講演会」「クラス討論会」「高校生スマホワークショップ」「ふくしま高校生スマホサミット」の取材への支援・補助に係る経費
 - ウ 高校生が作成する啓発動画の編集作業の支援・補助に係る経費
 - エ 高校生が作成する啓発動画のインターネット掲出への支援・補助に係る経費
- (8) 諸経費（10%）
- (9) 消費税（8%）

7 実施状況及び実績報告

委託契約書第5条で定める実施状況については、実施状況報告書を作成し、甲の指定する期日までに県へ報告し、委託契約書第10条に基づく実績報告書については、委託契約終了後成果品を添えて遅滞なく県に提出するものとする。

8 成果品

委託契約書第10条第1項で定める成果品は次のとおりとする。

- (1) 「高校生・情報モラル講演会」開催に係る記録（画像を含む。）
- (2) 「高校生・クラス討論会」実施に係る記録（画像を含む。）
- (3) 「高校生・スマホワークショップ」開催に係る記録（画像を含む。）
- (4) 「ふくしま高校生スマホサミット」開催に係る記録（画像を含む。）

- (5) (1)～(4)に関する壁新聞ポスター及び「ふくしま高校生スマホ宣言」ポスター
- (6) 「ふくしま高校生スマホ宣言」の新聞掲載広告
- (7) 高校生によるＩＣＴツール適正使用推進啓発動画電磁記録及びインターネットへの掲出

9 その他の条件等

(1) 事業主任担当者の報告

委託契約書第4条に基づき、受託者は、業務遂行に必要な専門的知識と経験を有する者を主任担当者として定め、県に報告すること。（主任担当者を複数置いた場合は、責任者を1人定めること。）

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、福島県情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。

※福島県情報セキュリティポリシーの概要は県ホームページを参照すること。

(3) この他、事業実施に当たっては甲と十分に連携を図るとともに、必要な事項は協議すること。

